法務省提出資料

法務省では、 法教育の普及・推進に 力を入れています!

生きるチカラ!



多数管

「法教育」を身近に感じていただけるよう、公募により法教育マスコットキャラクター に選定された「ホウリス君」です。

法教育とは…

法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

法務省では、学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践方法など、法教育の推進の在り方について多角的な視点から検討を行うとともに、法教育の普及・推進に取り組んでいます。

- × 法律の条文や法制の内容について記憶させる、知識型教育
- 法の背景にある価値、法やルールの役割・意義を考える思考型教育

法教育が目指すもの

法教育では

- ① 社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの理解を深める
- ② 他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりする力を養う

ことを通じて、<u>自由で公正な社会を支える人材の育成</u>を目指しています。

法教育の主な内容

- 法やルールの意義・役割、より良いルールの作り方
- 契約自由の原則など私法の基本的な考え方
- 個人の尊重、自由、平等などといった法の基礎となっている基本的な価値
- 司法の役割や裁判の特質



法教育に関する お問合せ先 法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第二係

TEL: 03-3580-4111 (内線 2362) Email: houkyouiku@i.moj.go.jp

法務省ホームページ 法教育ページ

http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html



法教育教材の作成・配布

法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、法教育に関する教員向けの冊子教材及び視聴覚教材を作成し、各学校に配布しています。学校における授業のほか、教員研修、教員養成課程など、様々な場面での法教育の取組にご活用ください。

法教育教材は法務省ホームページでも公開しており、どなたでもご利用いただくことができます。

法教育教材のポイント

- ① 法学と教育現場・教育学の双方から内容を監修
- ② 指導案ごとに学習指導要領上の位置付けや指導計画案を記載
- ③ 加工可能なデータを格納した DVD を、各冊子教材の巻末に添付

冊子教材の特色

- ○児童・生徒用のワークシートや資料付き
- ○児童・生徒にとって身近で取り組みやすい

テーマ

視聴覚教材の特色

- ○冊子教材の内容を映像化
- ○「ホウリス君」が丁寧に解説
- ○場面ごとにチャプター設定

⇒ 法律の専門家ではない先生方にも活用しやすい内容



小学生・中学生向け



小学生向け 冊子教材(H25作成)



題材一覧

<小学生向け>

- (1) 友だち同士のけんかとその解決
- (2) 約束をすること、守ること
- (3) もめごとの解決
- -国民の司法参加・ルールづくり-(4) 情報化社会における表現の自由と 知る権利

-情報の受け手・送り手として-

<中学生向け>

- (1) ルールづくり (ごみ収集に関するルールを作ろう) (マンションのルールを作ろう)
- (2) 私法と消費者保護 (契約とは何だろう)
- (3) 憲法の意義
- (4) 司法





小学生向け冊子教材

http://www.moj.go.jp/housei/ shihouseido/housei10_00036.html



中学生向け冊子教材

http://www.moj.go.jp/housei/ shihouseido/housei10_00037.html



小学生・中学生向け



(H30作成)

<小学生向け>

(1) けんかの解決方法を考えよう!

題材·

- (2) 約束って何だろう?
- (3) 本当のことって何だろう? (国民の司法参加・ルールづくり)
- (4) きめきめ王国
 - (情報化社会における表現の自由と知る権利)
- (5) 書き込む前に考えよう! (情報化社会における表現の自由と知る権利)

<中学生向け>

- (1) ルールづくり
 - (ごみ収集に関するルールを作ろう)
- (2) 私法と消費者保護
- (3) 私たちのくらしと憲法
- (4) 司法

(例) 約束って何だろう? (視聴覚教材イメージ)



小学生・中学生向け視聴覚教材

(YouTube法務省チャンネル)

http://www.youtube.com/MOJchannel



高校生向け

新必修科目 「公共」にも対応!



題材一覧

- (1) ルールづくり (合意形成を図ろう) (新たなルールを考えよう) (海水浴場の利用ルールを作ろう) (大学入試のアファーマティブ・ アクションについて考えよう)
- (2) 私法と契約 (契約とは何か)
- (3) 紛争解決・司法 (民事裁判・けがの責任をめぐって) (模擬調停・臭いをめぐる争い) (刑事模擬裁判
 - ~被告人は「犯人」なのか~)

ワークシート h 1



ı	製約書
	台屋事項1、サルは鬼ヶ島で鬼盗谷の仕事をする。
	会意本項2、核比如はサルに対し、料金出発してから、また村に従ってくるまでの間、報酬として、 報日10個のきびだんごを支払う。
	6EFR1.
ı	
ı	
	台里本明4
ı	
ı	
ı	684Q1
ı	

指導計画案





公益財団法人 消費者教育支援センター 主催 消費者教育教材資料表彰2019 優秀賞

この教材は、「消費者教育教材資料表彰 2019」の優秀賞を受賞しました。

高校生向け冊子教材

http://www.moj.go.jp/housei/ shihouseido/housei10_00038.html





モデル授業例の公開

「法教育教材の活用方法をより詳しく知りたい」、「児童・ 生徒のリアクションや学習効果が気になる」といった方の参 考となるよう法教育教材の学校現場における具体的な活用事 例を、モデル授業例としてまとめ、法務省ホームページで公 開する取組を行っています。

<主な内容>

- ○実施校、実施学年、実施教科等
- ○単元の目標、学習指導要領上の位置付け
- ○本時の目標、展開、指導上の留意点
- ○成果と課題(生徒の声など)

教員の指導力向上に向けた取組の実施

法教育の実践方法を習得していただくため、法教育教材の活用方法等、学校現場での法教育の実施に焦点を当てた「教 員向け法教育セミナー」の開催や、教育委員会等の教員向け研修への講師派遣などの取組を行っています。

法務省職員による出前授業の実施

学校や地域の集まりに、法務省職員(法務局、 検察庁、刑務所、少年院、少年鑑別所、保護観察 所等の職員) や保護司を派遣して法教育出前授業 を実施しています。

出前授業の実施内容については、各機関により 異なりますので、具体的なご依頼に当たっては、 個別にお問い合わせください。

http://www.moj.go.jp/housei/ shihouhousei/houkoku02.html



<出前授業の主なテーマ・内容>

(法務局)

- ・契約(約束) (買い物や物の貸し借りなど)
- ・相続手続の流れ

(刑務所、少年院、少年鑑別所)

・非行、犯罪の防止

(検察庁)

- ・裁判員制度
- ・模擬裁判体験
- ・刑事手続の流れ

(保護観察所)

- ・非行、犯罪の防止
- ・更生保護制度

法教育教材の送付をご希望の方、教員研修への講師派遣をご希望の方、 法務省の法教育の取組についてお知りになりたい方は、表紙に記載した お問合せ先までご連絡ください。







ルールについての法教育題材例



以下の題材例の解説等は、法務省ホームページに掲載の高校生向け法教育教材「未来を切り拓く法教育」をご覧ください。 http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00038.html

ルールのない村

(教材 P20)











「ルールのない村」の問題点は何だろう? この村にルールを作るとしたら、どんな内容にすればいいかな?



海水浴場のルールづくり

(教材 P26)



ホウリス町には、人気観光地の海水浴場があるんだけど、観光客の増加に伴い様々な問題が起きているよ。町としては、観光産業を発展させたいけど、一方で住民などから苦情が来ているから、利害関係人の話を聞きながら、海水浴場の利用に関するルールを制定して、問題の解決を図りたいんだ。

みんなで話し合って、問題解決のためのルールを作ってみよう!



法教育リーフレット



mm



「法教育」とは、法律専門家ではな い一般の人々が、法や司法制度、 これらの基礎になっている価値を 理解し、法的なものの考え方を身 に付けるための教育をいいます。

2022年(令和4年)4月某日

私、いつか留学したいから **英会話**を習うことにしたの。

明日、体験レッスンに 行くのよ!

僕も

海外旅行とかに 興味あるんだ。 一緒に行って いいかな?

英会話教室

どうします? 入会しますか?



ノリコ(17歳)

ツカサ (18歳)

今日入会すれば **リスのぬいぐるみ**が もらえますよ♪

私、入会する! 入会金も 払っちゃおう!

ちょっと家から 遠いけど… ノリコさんが 入会するなら 僕も!

2週間後

ノリコさん 今日は初レッスン だね!

あれっ…?

ノリコさんは

返してもらえ たんだろ?

どうして入会金を

でも

私、やっぱり 別の英会話教室に 行くことにしたの! 支払った入会金も 返してもらったわ。



ごめん、ツカサさん 言うの忘れて たんだけど…。

ノリコさんが 行かないなら 僕も…。

やっぱり やめます。 入会金を 返して ください。

契約書を よく見てね!

全金 20,000 円 10,000

※退金(た場合でも 入会全はお返し

ボクは**ホウリス君!!** これから

詳しく説明するよ!!

ぬいぐるみが しゃべったー!? それはノリコさんが **17歳だから**だよ!

それは残念ね。

でも入会金は 返せないよ!

しません。

…ホントだ!!

書いてあるー!!

詳しくは次ページへ

1

18歳と17歳で何が違うの?

せいねん

法律が改正され、「成年」となる年齢が 18歳に変わりました。

成年になると未成年者取消しはできな くなります。



民法の改正

2018年(平成30年)6月に、成年年齢を18歳に引き下げることなどを内容とする法律*が成立しました。

2022年(令和4年)4月1日以降は、18歳で「成年」と扱われます。 ※「民法の一部を改正する法律」



民法第4条

年齢20歳をもって、成年とする。



民法第4条

年齢18歳をもって、成年とする。



ノリコ 17歳 未成年



ツカサ 18歳 成年

同じ高校生でも **18歳**の僕は「**成年**」で、 **17歳**のノリコさんは 「未成年」なのか!!

契約における違い

ほうていだい り にん

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない 契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消し)。

成年になると、未成年者取消しは適用されず、契約から生じる責任を果たさなくてはなりません。

民法第5条第1項

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる 法律行為については、この限りでない。

民法第5条第2項

前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

私は親に相談しなかったから、 英会話教室への入会を親に 取り消されちゃった!! だから、 入会金が返ってきたの。

※契約を結ぶことなどを 「法律行為」といいます。 おこづかいや仕送りの範囲 なら一人でも契約できます。



18 歳は「未成年者取消し」の対象にならないのか・・・。 消費者トラブルに巻き込まれたりしないかな・・・。



確かに注意は必要だけど、 いいこともたくさんあるよ! 社会には人生を豊かにする**契約**が たくさんあって、成年になれば、 それを自分の判断で決めることが できるんだ!









成年になると、今までよりももっと自由に、そして主体的に社会に参加できるようになります。その手段のひとつが「契約」です。

自信をもって社会で活躍できるよう「契約」について一緒に勉強していきましょう!!

契約の基本について 学ぼう

私たちは、毎日の生活の中で、色々な 契約を結びます。

契約自由の原則についてしっかり頭に 入れましょう。



契約とは

契約は、**当事者双方の意思表示(考えを表すこと)が合致すること**によって成立するもの です。

「売ります」

「買います」

「貸します」

「借ります」

「雇います」

「働きます」

売主 合致



貸主

借主 合致



雇用主

労働者

合致



契約自由の原則

契約は当事者の自由な意思に基づいて結ぶことができます。当事者間で結ばれた契約に対して は、国家は干渉せず、その内容を尊重しなければなりません。これを契約自由の原則といいます。 「契約を結ぶかどうか」、結ぶとしても「誰と結ぶか」、「どのような契約内容にするか」について、 当事者は自由に決めることができます。

サッカー選手の年俸はそれぞれ違うけど、 あれは選手ごとにチームとの契約の内容 が違うってこと?



そのとおり!! 選手とチームが 交渉して、契約を結ぶか、 また結ぶとしてどんな内容に するかを決めるんだ。



私も美容室を選ぶときは、料金や サービスを見比べて選ぶけど、 それも契約自由の原則と関係あるの?

そうだよ。この原則があるから、 いろいろな選択肢の中から、 自分の目的や条件に合ったものを 選んで契約することができるんだ。



契約自由の原則の例外

契約を結ぶ当事者の中には、「雇用 主と労働者」、「事業者と消費者」など、 必ずしも対等な関係とはいえないも のがあります。このような関係におい て「契約自由の原則」を貫くと、力のあ る者に有利な契約ばかりが成立する ことになりかねません。

そのため、労働者や消費者といった 立場の弱い者を保護する観点から、 一定の関係においては、法律によって 契約自由の原則の例外が設けられて います。

雇用主



法律が定めた労働時間や 賃金の最低額に反する契 約を結ぶことはできない (労働基準法、最低賃金法)

(例)



労働者

消費者



事業者

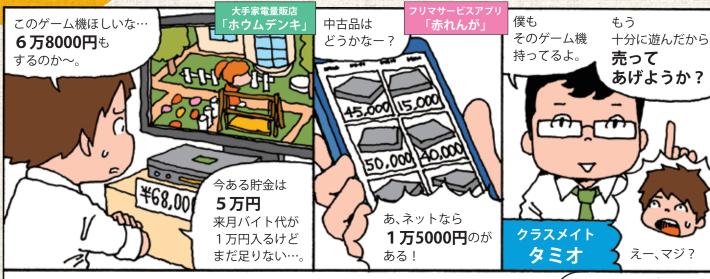
消費者の利益を不当に害 するような契約を結ぶこ とはできない (消費者契約法)





自分で選んでみよう!

自分の目的や 条件に合ったものを選ぼう!!



		大手家電量販店 「ホウムデンキ」	フリマサービスアプリ 「赤れんが」	クラスメイト 「タミオ」	
商	販売価格	6万8000円 (税込) 価格の10%ポイント還元	1万5000円 (税込) 送料1500円	3万5000円	
品に関	新品か 中古品か	新品	中古品 (1年間使用との説明あり)	中古品 (半年間使用との説明あり)	
す る 情	コントローラー の個数	1個	1個	2個	
報	現物を 確認できるか	確認可	確認不可 写真あり	確認可	
	支払方法	現金払い、クレジットカード 払い、電子マネー各種対応	クレジットカード払い コンビニ払い	現金払い	

選択肢はこの3つ あなたなら どれを選ぶかな?



あなたの目的や条件を整理しよう!!

∫ すぐに必要か?

必要

そうでもない

② 価格はいくらまで?

円まで

新品か、中古品か?

新品

中古品

4. 現物を確認したいか?

絶対したい

しなくてもよい

5 支払方法は?

6 その他のこだわり



●だから、私は _____

を選ぶ

決め手は



赤れんがが 一番安いけど 中古でも いいの?

値段が安すぎるのは 少し心配よね…。 タミオさんに 現物を見せて もらって 決めたらどう? うん!そうだね! ついでに、もう少し 安くならないか 聞いてみようかな~。





契約はいつ 成立するんだろう?

お互いの意思表示が合致すると契約は成立します。

原則として、口頭の約束でもよいとされています。





ツカサさん。とタミオさん。の間では、いつ「意思表示の合致」があったといえるかな?





僕とタミオさんの意思表示が合致したのは 値下げについて合意した**②の時点**じゃな いかな。

②の時点では、ツカサさんは「3万円でタミオさんのゲーム機を買う」とは言っていないよ。契約が成立したのは、ツカサさんが3万円でタミオさんのゲーム機を買うと言った3の時点じゃないかしら?





3の時点が、正解!!

- は契約を結ぶ前の交渉だね。
- ②でタミオさんがツカサさんに契約の申込みをし、
- ③でツカサさんがこれを承諾したことで、
- **二人の意思表示が合致**したんだね!!



契約が成立したらどうなるの?

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ権利と義務が発生します。



・代金の支払いを求める権利

・ゲーム機の引渡しを求める権利

・ゲーム機を引き渡す義務

・代金を支払う義務



僕はタミオさんに対して、

「ゲーム機の引渡しを求める権利」 を手に入れるとともに、

「代金を支払う義務」を負うのか!!



column

□頭でも契約が成立するのに、どうして契約書を作るの??

車や不動産の購入や継続的に通う英会話教室等の契約では、多くの場合、契約書を 作成します。

契約書を作成するのは、契約内容を明確にし、合意した内容を確認できるようにするためです。

ひとたび契約書を作ると、その契約書は、そこに書いてあるとおりの契約をしたことを示す大きな証拠になります。

後で契約をめぐってトラブルになるのを避けるためにも、契約書に書かれている内容を確認し、契約書の記載内容に納得できるかよく考えることが大事です。

また、契約書は必ず保管しておきましょう。



契約の拘束力に ついて学ぼう

契約した当事者は、契約した内容を守 らなければなりません。

このように一度、契約が成立すると、 拘束力が生じます。



ツカサさん は タミオさん 昼 にコントローラーを もう1個持ってくるよう求めることはできるでしょうか?



コントローラーは、 2個の約束だよね。

そうだけど、見当たらないんだよ… 1個でも遊ぶことはできるから、 問題ないでしょ?



タミオさん! それは 違うよ!!



契約の拘束力

一度契約が成立すると、合意した内容をお互いに守る義務が発生します。契約した内容と違うこ とをしたり、一方的な都合で契約を解消することはできません。これらを認めてしまうと、皆が安 心して契約を結ぶことができなくなるからです。これを「契約の拘束力」といいます。

もし相手が契約どおりのことをしない場合、相手に 契約した内容を実現するよう求めることができます。



やっぱり**タミオさんは** コントローラーを

もう1個持ってこない **といけない**んだね!!

タミオさんは、契約 の内容を守らないと いけないんだよ。



クーリング・オフ制度

キャッチセールスや電話での勧誘など、消費者 トラブルが発生しやすい取引については、一定の

期間内であれば理由を問わず、契約 をやめることができます。



詳しくは、『社会への扉』5~6ペ ージ(消費者庁発行)を見てみよう!

column

引き渡された物に問題があったとき、何かできることはある??

- ① 売買契約で引き渡された物が契約で決めた内容と違うとき
 - →買主は売主に、**その物の修理や補充、新しい物との交換**を求めるこ とができます。
- ② 売主が①の修理や補充、交換の請求に応じないとき
 - →買主は売主に、**代金の減額**を求めることができます。
- ③ 引き渡された物が完全に壊れていて修理ができないときなど
- →買主は**契約を解除**して、売主に代金の返金を求めることができます。
- その他に、買主に損害が生じていたときは、その損害を金銭で賠償 してもらえる場合があります。
- 売主が物を引き渡さないときは、③と同様に買主は契約を解除して売主 に代金の返金を求めることができます。



売

主

①ゲーム機を 修理してください

[例]

(又は、代わりのゲーム 機をください)

②代金を 減額してください

③契約を 解除します



冒

主

トラブルが起きたらどうすればよいの?

自分でトラブルを解決できないときは、 第三者の助けを借りることができます。

自分の権利を実現する方法を知ってお きましょう。





契約の相手方が自ら義務を果たさない場合、どのような手段で解決すればよいでしょう?



相手が請求に応じないときは、どうしたらいいのかなあ。

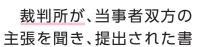
🥎 トラブル例 🏲

- ●代金を支払ったのに商品が届かない。
- 見本と違うものが送られてきた。

話し合いで解決できないこともありそう。 なんだか契約を結ぶ のが不安だな。



裁判による紛争解決 (民事トラブルの場合)



類や証人を調べた上で、当事者の権利が認められるかを法に照らして判断し、**判決**によって紛争を解決します。

判決に至る前に、裁判所が間に入って当事者の話し合いによる解決を促し、当事者が互いに譲り合って解決内容を合意する**和解**もあります。

裁判以外の中立・ **Alternative Dispute Resolution 公正な第三者による紛争解決(ADR)

当事者と利害関係のない公正中立な第三者が間に入り、当事者同士に話し合いを促し、利害を調整して、トラブルを解決する方法(調停)などがあります。

調停には民間事業者が行う調停のほか、裁判所が行う調停もあります。

適正な手続で、正しく法を 適用することによって、具体的な 紛争を解決することを**司法**というよ





ひとりで悩まないで! ここに連絡すれば が 相談に乗ってくれるよ!

法的トラブルで悩んだときは



0570-078374



法テラスH

(IP電話からは:03-6745-5600)

お問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談機関・団体に関する情報を、電話やメールにより無料で提供します。

法律の専門家に直接アクセスするなら

■ 全国の弁護士会・弁護士会連合会



直合会HP

■ 司法書士総合相談センター



日本司法書士会 連合会HP

消費者トラブルなど、困ったことが起こったときは

■ 消費者ホットライン



地方公共団体が設置している 最寄りの消費生活センターや、 消費生活相談窓口を案内しま す。相談窓口では、消費生活相談 員やそれに準じた専門知識・技 術を持った人が対応します。

消費者庁 消費者ホットライン 188イメージキャラクター イヤヤン

18歳からできること・20歳まではできないこと

成年年齢が18歳になっても、20歳まではできないことがあります。

18歳からできること、20歳まではできないことを確認しておきましょう!





【18歳からできること】

- ●各種資格(公認会計士や司法書士など)の取得※取得できない資格もあります。
- ●裁判員として刑事裁判に参加
- 性別の取扱いの変更の審判 ほか
- ●普通自動車免許の取得、選挙での投票はこれまでどおり18歳からできます。

【20歳まではできないこと】

- ×喫煙
- ×飲酒
- ×公営ギャンブル ほか





※詳細は法務省民事局HP

2022年(令和4年)4月1日から

沙年法も変わります!

18・19歳は…

契約について



実名報道が 一部解禁



詳しくは こちら!





さいごに

成年になれば、自分の責任で契約を結ぶ ことになるから、**よく考えて契約を 結ぶ**ようにするぞ!!

理解できたかな? 契約は私たちの身近な ところにあって、 **生活を豊かに** してくれるのよ。 0.0





今までよりもっと 自由にやりたいことを 実現することが できるようになるから、 社会の中でいろいろな ことに参加して いきたいな。

そうだね! 契約をするときは、今日勉強したことを思い出してね。

これまで勉強してきた契約も、契約をした当事者同士にとっては、守らなくちゃいけない

ルールの1つだよ。社会にはルールがたくさんあるけど、それは、いろいろな

考えや価値観を持った人々が一緒に生きていくために必要だからなんだ。

これからも、契約やルールについて勉強して、みんなで一緒に、

誰もが尊重される自由で公正な社会をつくっていこう!

発行:法教育推進協議会

作成年月:2020年(令和2年)12月

2021年 (令和3年) 11月改訂

お問合せ: 法務省 大臣官房司法法制部 司法法制課 司法制度第二係 TEL: 03-3580-4111(内線2364) Email: houkyouiku@i.moj.go.jp

見てねも

